

別紙
 (新旧対照表)

新	旧
<p>5 - 2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業 (1) 支援措置の番号及び名称</p> <p>A0801 補助金で整備された公立学校の廃校校舎等の転用の弾力化</p> <p>[補助金の名称] 公立学校施設整備費補助金</p> <p>[現行の用途] 小学校(平成16年3月31日廃校)</p> <p>[補助金等交付財産を所管する省庁] 文部科学省</p> <p>[補助金等交付財産の活用方法及び用途] 旧邑智町立小松地小学校の廃校校舎を農業生産法人に対して無償貸与し、近隣で栽培した大麦若葉・ハト麦若葉等の農産加工場とする。</p> <p>[期間] 計画認定後に所要の工事をを行い、平成18年4月より事業を開始する。</p> <p>(2) 支援措置の適用要件</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>1. 廃校校舎の設置者である地方公共団体において、地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請すること。</p> </div> <p>旧邑智町立小松地小学校(平成16年3月31日廃校)は、昭和57年度に旧邑智町が、現在地に新築移転した学校であり、廃校校舎の転用の弾力化について認定申請するものである。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>2. 廃校校舎を利用して実施される事業が、「地域再生推進のためのプログラム」に定める地域再生の意義及び目標に合致するものであること。(民間事業者に対して廃校校舎等を貸与する場合にあつ</p> </div>	<p>5 - 2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業</p> <p>記載なし</p>

ては、民間事業者と地方公共団体が連携協力して進められる事業内容であること。)

当該事業は、廃校校舎を利用して、農業生産法人・地域・行政が様々な分野で連携を取りながら、大邑農地*1という既存資源の有効利用と健康食品原料*2という新しい資源の融合のもとに地域活力を呼び起こすものである。

具体的には、農業生産法人有機の美郷(有)が国営開発農地である大邑農地内の未利用農地を有効活用し、健康食品原料の栽培を行う。また、地域の農家等も生産法人との契約栽培により原料生産を行う。栽培された原料は同じく有機の美郷(有)が運営する廃校を活用した加工場へと運び、1次加工を施し出荷を行う。

このことにより、町内未利用農地の荒廃を防止するとともに、土地利用型の栽培により農地の有効活用も可能となる。また、法人は加工場で働く人を地域から確保することとしており、これによって地域の雇用創出にもつながる。

町は、原料を栽培する農家等への技術指導・加工した健康食品の販売促進のための市場調査・有機栽培の体制整備及び就労への支援を行うほか町内観光施設や特産品販売所を中心に研究開発された商品等を紹介し、地域再生計画に基づく本事業についてもインターネット等を用い積極的に情報発信するなど、事業が円滑に進み、目標をすみやかに達成できるよう側面的な支援を行う。

本町地域再生の目標は、地域経済の活性化を図ること、地域における雇用機会の創出及びコミュニティの再生であり、これを法人を含む地域と行政が協働して達成することに意義がある。

したがって、地域の再生を目指した取り組みに、地域の人々が積極的に参加できる仕組みを作って事業を展開していくことを一つの方針としている。

*1 大邑農地

大邑農地とは、島根県の中央部に位置する大田市と邑智郡美郷町の境界周辺に広がる標高200～300mの起伏の少ない丘陵地の山林原野を対象に220.7haの農地を造成し、飼料作物(酪農、肉用牛)、果樹(西条柿等)の野菜を導入し、経営規模の拡大と地域の農業の振興を図るため、昭和55年度から平成5年度まで、農林水産省が事業主体となり、「国営大邑土地改良事業」で造成された大規

模農地で、一部の農地で入植者を募集している。

この募集農地のうち15.5ha(取得5.5ha、賃貸借10.0ha)を農業生産法人有機の美郷(有)が営農を行う。

*2 健康食品原料

大麦若葉・ハト麦若葉及びハト麦を、農業生産法人有機の美郷町(有)が大邑農地で生産するほか、農家との契約栽培により各農家が栽培した原料も買い取る。

いずれも、「無農薬」の有機栽培で生産したものを、廃校校舎を利用した加工場において、「無添加」「無着色」により粉末にするまでの第1次加工を行い、安心・安全な健康食品原料として出荷する。

3. 地域再生の観点から実施される事業の効率的な実施にあたり、廃校校舎等の利用が必要であること。

本計画は、主に旧小松地小学校区内の地域資源を活かすことにより地域活性化、地域再生を達成するものである。
廃校校舎利用について、次の点からその必要性があげられる。

廃校校舎は、大麦若葉、ハト麦若葉等を生産する大邑農地の近くに立地しており、農地から加工場までの移送コストがほとんどかからないなどの有利さがあること及び校舎を無償貸与することにより初期投資の負担が軽減され、健全な運営ができることなど、廃校校舎を健康食品原料の1次加工の加工場として整備することは、最も大きな利点である。

旧小松地小学校が、教育・文化・生活等様々な分野において、その発展のために果たしてきた役割は大きく、地域住民のコミュニティの中心的存在であった小学校の廃校は、そのまま地域の活力低下に結びつくこととなった。

また、旧小松地小学校の所在する地区は、農との関わりが強い地区であり、人々の生活・文化の中に農業が根付いている。こうした背景がありながら、農業については後継者不足による荒廃農地の増加や、担い手の高齢化、また地域の小学校統廃合が地域の活力を失わせており、地域資源が有効に活かされにくい現状がある。

そこで、旧小松地小学校校舎を利用した健康食品原料の加工場が、新たなコミュニティの場となるよう、農業生産法人への地域住民が就労する際の雇用支援を行う。また、有機の美郷(有)は、加工場において研修会等を開催することとしており、原料栽培や有機農法に関するノウハウを地域の農家等に情報発信するとともに、有機JAS調査士などの人材を育成することが期待できる。これにより、地域資源を活用して地域が一体となって有機生産地を形成し、健康食品や有機食品の生産の拡大を図ることで、農業を中心とした地域コミュニティの再生を目指す。

このように、地域資源に農業生産法人の力を注入し、資源を顕在化させ、地域の元気を再び取り戻す事業は、最大の目的である地域再生のみならず、少子高齢化により全国的に学校施設の統廃合が進む中で、廃校施設等の有効活用の優良事例としていきたいと考えている。

4. 同一地方公共団体における無償による転用であること又は他の地方公共団体若しくは民間事業者に対して廃校校舎等を無償貸与すること。

美郷町の普通財産である廃校校舎を「農業生産法人 有機の美郷 有限会社」に無償貸与する。